

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

「水と緑の輝くみらい」再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

つくばみらい市

## 3. 地域再生計画の区域

つくばみらい市全域

## 4. 地域再生計画の目標

つくばみらい市は茨城県南西部、都心から40km圏に位置し、常磐自動車道や首都圏新都市鉄道「つくばエクスプレス線」の整備などにより都市機能の強化が図られている。その一方で、小貝川や鬼怒川などの河川や広大な水田地帯、畑地など、水と緑に囲まれた豊かな自然景観も保たれており、都市環境と自然環境の調和した首都圏近郊整備地帯に位置付けられている。

市の北部に国道354号線、西部に国道294号線、中央部に常磐自動車道が走っており、国道294号線と常磐自動車道との交差箇所に谷和原インターチェンジ、国道294号線と平行に関東鉄道常総線が整備されている。平成17年には東京秋葉原とつくば市を結ぶ鉄道「つくばエクスプレス」が開業し、本市のみらい平駅から東京秋葉原まで最速40分、つくばまでは12分で結ばれ、みらい平駅周辺では県主体の優良な住宅地開発が進みマンションやショッピングセンターが整備されるなど、今後の新しいまちづくりが期待されている。

しかし、汚水処理施設については、未整備の区域が多く残っており、生活雑排水等の流入による河川及び沼や農業用の用排水路等の水質汚濁や、それに伴う農産物への影響、また、生活環境及び自然環境の悪化が深刻かつ緊急性の高い問題となっている。

このため、汚水処理施設整備をより一層進めることにより、生活環境の改善を図ると共に、きれいな水と豊かな緑を取り戻し、子供たちが安心して自然と触れ合うことのできる

「水と緑の輝くみらい」を目指していくものとする。

(目標 1) 汚水処理施設の整備促進

農業集落排水整備計画区域における汚水処理人口普及率について、77% (平成 20 年度末) から 85%に向上を図る。また、個人設置型浄化槽による処理人口について、現況の 5,330 人(平成 20 年度末予定)から 10%増加を図る。

(目標 2) 公共用水域の水質改善

計画水質としては、計画流入水質 B O D 200m g /ℓを 10m g /ℓに、S S 200 m g /ℓを 15m g /ℓに抑え、放流水質の確保を図り公共用水域の水質改善に寄与する。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

生活環境の改善及び公共用水域の水質改善に寄与するため、本市三島 I 期地区 54.8 h a について農業集落排水施設 (管路及び処理場) の整備を行う。また、公共下水道事業及び農業集落排水・コミュニティプラント事業へ取り込むことのできない家屋を対象に、合併浄化槽の普及促進を図るための事業を行う。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

○汚水処理施設整備交付金を活用する事業 (A 3 0 0 2)

対象となる事業は、以下の通り事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・農業集落排水事業・・・平成 20 年 12 月 8 日付け農計第 1081 号により「事業計画承認通知書」を受ける。

平成 21 年 1 月 9 日付け事務連絡により「審査終了の通知」を受ける。

平成 21 年 3 月に事業採択決定の予定。

【事業主体】

つくばみらい市

### 【施設の種類】

農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

### 【事業区域】

- ・農業集落排水施設 つくばみらい市三島 I 期地区
- ・浄化槽（個人設置型） つくばみらい市全域（ただし、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水・コミュニティプラント事業区域を除く。）

### 【事業期間】

- ・農業集落排水施設 平成 21 年度～平成 25 年度（I 期分）
- ・浄化槽（個人設置型） 平成 21 年度～平成 25 年度

### 【整備量】

農業集落排水施設	管路（I 期分 8,740m）	
	補助（φ75～φ200）	7,500m
	単独（φ150～φ200）	1,240m
	処理場	1 箇所
浄化槽（個人設置型）		195 基
上記施設の計画処理人口	農業集落排水	560 人
	浄化槽（個人設置型）	574 人

### 【事業費】

農業集落排水施設	事業費（I 期分）	1,201,900 千円（うち、交付金 600,950 千円）
	単独事業費	111,000 千円
浄化槽（個人設置型）	事業費	70,575 千円（うち、交付金 23,525 千円）
総合計	事業費	1,272,475 千円（うち、交付金 624,475 千円）
	単独事業費	111,000 千円

## 5-3 その他の事業

地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

### ○公共下水道事業

主に市街化区域を対象とした汚水処理施設整備事業であり、生活環境及び自然環

境の向上や公共用水域の水質改善を図る。また、汚水処理施設に関心を持ってもらうために、小学生などを対象とした処理施設の見学会を毎年行っている。

○市内・河川等清掃運動

生活環境保全のため、住民参加による市内一斉清掃（年2回 5月・11月）や、河川・牛久沼流域の水質向上、環境維持・保全のために、地域住民の協力のもとで清掃活動を実施している。

6. 計画期間

平成21年度～平成25年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に数値目標に照らし、状況の調査及び評価を行う。また、必要に応じて、事業内容の見直しを図るものとする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし